

資本金 十萬圓

事業 曲木椅子類製造

使用労働者 男三三計 三十四名

三、労働者側

争議参加労働者 全員

加盟労働組合 ナシ

四、争議発生ノ時

十一月十五日 (十七日解決)

五、争議発生原因

事業主側ハ事業不振ノ爲本年ニ入り毎月五百圓内外ノ缺損  
ヲ生ジワ、アリテ従業員ニ對スル貸金ノ支拂ヲ延滞勝テト  
ナリ去ル十月末支拂ヲベキ貸金モ十一月十四日ニハ必ズ支  
拂フト従業員側ニ誓約セルモ實行不能ニ陥リタルニ因ル  
六、要求事項

別記ノ通

七、経過

(1) 労働者側

労働者側ハ事業主カ屢々労働ヲ延滞シテ生計上ノ不安ヲ  
感ズルニ至リ寄々協議中ノ處十一月十五日午前七時前項  
ノ要求書ヲ提出シテ工場ノ一隅ニ集合シ之ヲ争議團本部  
トシ引續キ同所ニ籠城シテ飽ク迄要求事項ノ貫徹ヲ期ス  
バク結束ヲ圖リ強硬態度ヲ示セリ

(2) 事業主側

事業主側ハ未済貸銀二百二十餘圓ノ金策ノ爲奔走中ナル  
カ格別ノ対策ヲ示セ

八、交渉解決状況

従業員側代表佐藤貞造外四名ハ十一月十五日午前七時工場  
主ニ會見シテ別項ノ要求書ヲ提出シ即答ヲ求メタルニ事業